

香川県健康づくり審議会条例をここに公布する。

香川県健康づくり審議会条例

香川県成人病対策審議会条例（昭和36年香川県条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 県民の健康づくりに関する事項を調査審議するため、香川県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 県民の健康増進に関する事項

（2） がん、心臓病、脳卒中その他の生活習慣病の予防に関する事項

（3） その他県民の健康づくりに関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の香川県成人病対策審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された香川県成人病対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における香川県成人病対策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）